

## 向日市地域公共交通会議 委員名簿

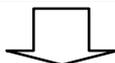
|    | 区分                                       | 氏名                                  | 所属等                      |
|----|--|-------------------------------------|--------------------------|
| 1  | 市長又はその指名する者                              | 久嶋 務                                | 市長                       |
| 2  | 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体 | 河崎 浩一                               | 阪急バス株式会社 取締役自動車事業部長      |
| 3  |  | 平山 敬浩                               | 株式会社ヤサカバス 上鳥羽営業センター所長    |
| 4  |  | 柴原 修一                               | 京阪京都交通株式会社 代表取締役社長       |
| 5  |  | 近藤 智彦                               | 京都タクシー業務センター事務局長         |
| 6  |  | 市民又は利用者の代表                          | 五十棲 礼子                   |
| 7  | 春田 正之                                    |                                     | 市民公募                     |
| 8  | 中村 尚夫                                    |                                     | 寺戸町連合自治会長                |
| 9  | 清水 義和                                    |                                     | 森本区長                     |
| 10 | 木ノ山 高久                                   |                                     | 上植野町自治連合会長               |
| 11 | 川本 忠夫                                    |                                     | 向日市老人クラブ連合会会長            |
| 12 | 川島 美千代                                   |                                     | 向日市身体障害者協会 身体障害者相談員      |
| 13 | 国土交通省近畿運輸局京都運輸支局長又はその指名する者               | 川合 宏和                               | 近畿運輸局京都運輸支局首席運輸企画専門官     |
| 14 | 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体           | 越智 啓伸                               | 阪急バス労働組合副執行委員長           |
| 15 | その他交通会議が必要と認める者                          | 学識経験者                               | 宇野 伸宏 京都大学大学院 経営管理部 准教授  |
| 16 |  | 谷内 久美子 日本学術振興会 特別研究員（大阪大学大学院 工学研究科） |                          |
| 17 |  | 国                                   | 石橋 博孝 京都国道事務所 調査課長       |
| 18 |  | 府                                   | 今西 伸之 京都府乙訓土木事務所 技術次長    |
| 19 |  |                                     | 三沢 あき子 乙訓保健所 所長          |
| 20 |  | 府警                                  | 村上 秀幸 京都府向日町警察署 交通課長     |
| 21 |  | 市                                   | 菅沼 幸江 向日市建設産業部 道路整備課担当課長 |

## これまでの取り組みについて

### ■第5次向日市総合計画（前期基本計画 平成22年4月～27年3月）

□取り組みテーマ：

「快適で安全な生活環境を実現するため、市の地勢や地形にふさわしい身近な公共交通のあり方について、関係機関との連携のもとに検討」



### ■向日市地域公共交通検討委員会

□目的：少子高齢化の進展に対応し、すべての人が安心・安全に利用でき、かつ環境への負荷が少ない地域公共交通の実現に向け、調査・検討を行うため設置されたもの

□協議経過：

| 会議・開催日      | 主な協議内容  |
|-------------|---|
| 第1回（H23.8）  | <ul style="list-style-type: none"> <li>向日市の公共交通に係る課題について</li> <li>市民アンケート調査*の結果について</li> <li>生活交通の維持・確保に向けた取り組みについて</li> <li>短期的な対応、中・長期的な取り組み、今後の会議の役割等について</li> </ul> |
| 第2回（H23.10） |   |
| 第3回（H24.1）  |   |
| 第4回（H24.10） |   |
| 第5回（H25.3）  |   |

※市民アンケート調査（平成23年9月実施）

- ・配布世帯：市内2,000世帯（各世帯2部）
- ・回収：590世帯（884部） ・回収率：29.5%



平成25年7月 「向日市における公共交通のあり方等に関する提言書」の提出

□向日市の公共交通の課題改善に向けた提言（提言書p9）

課題改善の実現に向け、社会経済情勢の変化や道路整備、大規模開発の状況、まちづくりの観点、市の財政状況等を勘案



短期的な取り組み案

と

中・長期的な取り組み案

の提案



平成26年度 向日市地域公共交通会議の立ち上げ

## 短期的な取り組み案について

### ■短期的な取り組み案

⇒実行できることから実施すべきもの

#### ✚ 短期的な取り組み案

- ① 生活交通の維持・確保
  - ・ 既存ストックの有効活用 → **既存バス路線の再編による対応**
- ② 安心・安全な走行環境への改善
  - ・ 北部開発に伴う周辺道路の供用による路線バス運行ルートの検討
- ③ 既存路線バスの利用促進
  - ・ モビリティ・マネジメントや情報提供（広報誌等）、イベント等による意識の醸成

⇒ 当面は短期的な取り組み案（既存バス路線の再編）の実現に取り組む。

### ■短期的な取組案（既存バス路線の再編）

～提言書から

○アンケート調査結果（提言書 p 2、p 3）

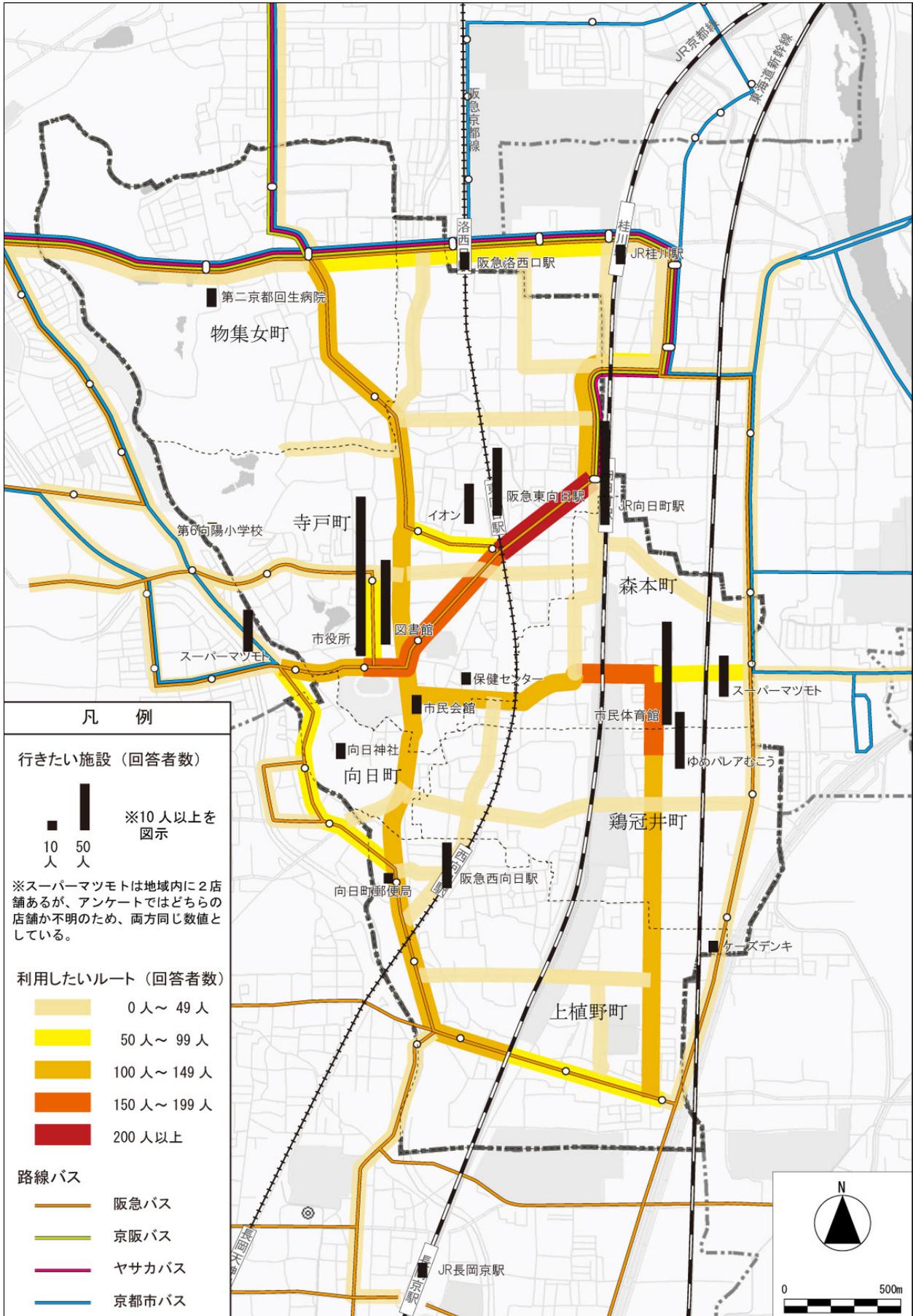
①ニーズの高い施設・場所として

市役所、図書館、鉄道駅、市民体育館、ゆめパレアが挙がる

②ニーズの高いルートとして

御所海道～一文橋、市民体育館～上植野方面のルートが挙がる

路線バスと新たな公共交通の運行してほしいルートとの重複状況



「向日市公共交通のあり方等に関する提言書(資料編)」 p 86 より抜粋

## 向日市地域公共交通会議設置要綱

## (設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域の実情に即した公共交通の実現に関する事項を協議するため、向日市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

## (協議事項)

第2条 交通会議は、「向日市における公共交通のあり方等に関する提言書」に基づき、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 「短期的な取り組み」に関する事項
- (2) 「中・長期的な取り組み」に関する事項
- (3) 「提言の実現に向けた提案」に関する事項
- (4) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

## (交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者をもって充て、又はこれらの者のうちから市長が任命し、若しくは委嘱する。

- (1) 市長又はその指名する者
  - (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
  - (3) 一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者又はその組織する団体
  - (4) 市民又は利用者の代表
  - (5) 国土交通省近畿運輸局京都運輸支局長又はその指名する者
  - (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
  - (7) 道路管理者、京都府警察、学識経験者その他の交通会議が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合に おける補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (交通会議の運営)

第4条 交通会議に会長及び議長を置く。

- 2 会長及び議長の任期は、委員の任期による。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 4 会長は市長をもって充て、議長は会長が指名する。
- 5 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 6 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 7 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決するところによる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことが

できる。

9 交通会議は原則として公開とする。

10 交通会議の庶務は、市民生活部防災安全課において処理する。

(協議結果の取扱い)

第5条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月24日から施行する。

## 向日市地域公共交通会議の公開に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、向日市審議会等の会議の公開に関する指針（以下「指針」という。）に基づき、向日市地域公共交通会議（以下「会議」という。）の会議（以下「会議」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (会議の公開)

第2条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、指針の3に規定する事項について審議するときは、会議の全部又は一部を公開しないことがある。

### (公開の方法等)

第3条 会議の公開は、審議会の長が傍聴を希望する者に許可することにより行う。

2 会議の長は、会議を公正かつ円滑に運営するため、会場の秩序の維持に努めるものとする。

### (会議を傍聴できる者)

第4条 公開した会議は、傍聴要領に定めるところにより傍聴を許可しない者を除き、何人も傍聴することができる。

### (傍聴の定員)

第5条 傍聴の定員は、10人とする。ただし、会場の都合によりこれを増減することができる。

### (傍聴要領)

第6条 傍聴の手続その他傍聴に関し必要な事項は、傍聴要領で定める。

### (会議の開催の公表)

第7条 会議の開催は、事前に公表する。ただし、緊急に会議を開催する必要が生じた場合において、事前に公表する暇がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の公表は、広報紙、ホームページへの掲載又は庁舎内の掲示その他適当な方法により行うものとする。

3 第1項の公表は、主に次に掲げる事項について、行うものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 会議の議題
- (3) 会議の開催日時及び場所
- (4) 傍聴に関する事項
- (5) 問い合わせ先
- (6) その他必要な事項

### (資料の閲覧等)

第8条 会議の資料については、原則として閲覧に供するものとする。

**(会議録の作成等)**

第9条 会議録は、発言者の発言内容ごとの要点記録により、速やかに作成する。

- 2 公開した会議の会議録の写しは、閲覧等に供するものとする。
- 3 審議の概要、答申等を作成したときは、ホームページ等を活用し、公表に努めるものとする。

**(事務局)**

第10条 審議会等の会議の公開に関する事務は、市民生活部防災安全課において行うものとする。

**(その他)**

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、審議会の長が定める。

**附 則**

この要綱は、平成26年6月24日から実施する。

## 向日市地域公共交通会議傍聴要領

### 1 趣旨

この要領は、向日市地域公共交通会議の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

### 2 傍聴の手続

- (1) 傍聴の希望者は、会議の開催時刻の10分前までに、傍聴希望者受付票に氏名及び住所を記入しなければならない。
- (2) 傍聴の希望者が、定員を超える場合は、受付をした者の中から抽選により決定するものとする。  
なお、定員を超えない場合は、開催時刻まで先着順で傍聴を認めるものとする。
- (3) 前項により許可を受けた者向日市地域公共交通会議傍聴許可証を交付するものとする。

### 3 傍聴を許可しない者

次の各号のいずれかに該当する者は、会議の傍聴を許可しない。

- (1) 凶器等他人に危害を与えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 旗、のぼり、プラカード等の示威行為のための物を携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) その他会議を妨害し、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

### 4 傍聴者の守るべき事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等して、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 他の傍聴者の迷惑になるような行為をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 傍聴者は、係員の指示に従うものとする。
- (7) 会議中において非公開の決定がなされたときは、直ちに退場すること。
- (8) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

### 5 違反者に対する措置

傍聴者が会議を傍聴するに当たりこの要領に違反したときは、会長は注意し、なお、これに従わないときは、退場を命じることができるものとする。

### 6 その他

この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この要領は、平成26年6月24日から実施する。